

1. 件名：「伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（組織変更）に関する事業者ヒアリング（２）」
2. 日時：令和４年３月１７日（木） １３時５０分～１４時２５分
3. 場所：原子力規制庁 ９階Ｄ会議室（※一部ＴＶ会議システムによる出席）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門
塚部管理官補佐、雨夜上席安全審査官、上原安全審査専門職

四国電力株式会社
原子力本部 原子力部 運営グループリーダー 他４名※
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
・伊方発電所 組織整備保安規定審査 コメント一覧

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	ただいまから伊方発電所の組織改正に係る第2回目のヒアリングを始めたいと思います。
0:00:12	それでは
0:00:14	前回の、
0:00:15	前回こちらから出したコメントに対する回答も含めて資料の説明を事業者からお願いいたします。
0:00:26	四国電力大坪です。それではこれより前回2月22日のヒアリングでいただきましたコメントに対する回答についてご説明させていただきます。
0:00:36	説明に先立ちまして資料の確認をさせていただきます。
0:00:40	一色でお配りしておりますが、
0:00:43	まずコメント一覧表がありまして、
0:00:46	次に、別紙。
0:00:49	がありますその次に、資料1として、パワーポイントで最後に審査資料として、DS77-03になります。
0:00:59	資料に不足等ありましたらご発言をお願いします。
0:01:06	それでは説明の方、スズキ続けさせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:09	まずコメント一覧表になりますが、こちらでヒアリングでいただきましたコメントをまとめておりまして、回答も記載させていただいております。
0:01:19	回答につきましてはコメント一覧表以降の三つの資料に詳細を記載しておりますので、三つの資料の説明をすることでコメント回答のご説明とさせていただきますと思います。
0:01:32	まずは三つの資料をご説明させていただいてから質疑という流れで進めさせていただきますと思います。
0:01:39	それでは回答のご説明をさせていただきます。
0:01:42	まずコメントなコメント一覧表のナンバー1ですが、別紙に詳細を記載しておりますので別紙別紙を用いてご説明させていただきます。それでは別紙ご準備お願いいたします。
0:01:55	組織整備に伴う保安規定変更の編成についてということで、本資料では今回の申請で安全技術課と統合する訓練計画か。
0:02:07	新設する原子燃料化、
0:02:10	防災課から業務を移管する保修統括課及び総務課について保安規定に記載する業務の変遷及び変更の目的をご説明させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:21	では、まず、訓練計画課、原子燃料課の
0:02:25	平成について1ページ目からご説明させていただきます。
0:02:29	まず、平成28年の12月に訓練計画課を新規設置して、安全着が技術課の一部業務を移管しております。
0:02:40	変更目的としましては、安全技術課において新規規制基準施行に伴い、重大事故等発生時等に関わる体制の整備及び教育訓練の管理の業務を、
0:02:51	新たに所管して業務量が増大していることから、重大事故等発生時等に関わる教育訓練の管理を専門に扱う。
0:02:59	訓練計画を審議し、設置することで円滑に業務を遂行するということとなります。
0:03:05	続きまして2ページをお願いいたします。
0:03:09	平成31年の2月の申請で、安全技術課と原子燃料課の業務を統合し、原子燃料課を廃止しております。
0:03:18	目的としましては、新規規制基準施行に伴い、重大事故等発生時等に関わる体制の整備及び教育訓練の管理の業務を所管し、年間を通じて業務量の多い安全技術課と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:31	12号機の廃止に伴い、業務量が減少することが見込まれる原子燃料課を統合し、一体運用することで円滑に業務を遂行するということになります。
0:03:42	続きまして3ページお願いします。
0:03:50	あ、すみません、3ページ目お願いします。
0:03:53	これが今回の申請分になります。変更内容としましては安全技術課と訓練計画課の業務を統合し、訓練計画課を廃止する。また、
0:04:06	原子燃料課を新規設置して安全技術課の一部業務を移管するということになります。表の方を見ていただきますと、
0:04:16	変更前、安全技術課と訓練計画課の業務がありますが変更後に、
0:04:23	安全技術課の炉心の管理、燃料の管理を新設した原子燃料課に移管して、訓練計画が廃止となりまして訓練計画課が、
0:04:35	所管しておりました重大事故等発生時等に係る教育訓練の管理を安全技術課に移管すると。
0:04:42	というような形になります。変更目的としましては、訓練計画下においては重大事故等発生時等に、の教育訓練の管理の仕組みを考案運用することにより、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:53	訓練体制を構築させたことから原子力防災に関わる体制の整備及び教育訓練の管理を所管する安全技術課に移管し、
0:05:02	訓練計画課と安全技術課を統合することで原子力防災全般を一元管理し円滑に業務を遂行する。
0:05:10	今後新たに乾式貯蔵施設の運用に向けての準備業務が発生する見込みであることから、炉心管理、燃料管理を専門に扱う、原子燃料課を新規設置するというところになります。
0:05:21	次 4 ページお願いいたします。ここからは総務課、保守統括課防災課のご説明になります。
0:05:30	まず最初に平成 20、20 年 7 月の申請において、
0:05:35	本年変更により追加となった初期消火活動に関わる体制の整備を、総務グループの業務に追加するというところで総務グループの業務に、
0:05:45	初期消火活動に関わる体制の整備が新規で追加となっております。
0:05:50	変更目的としましては総務グループは消防法に基づく消防計画に従い、
0:05:56	発電所内で発生する火災に対して自衛消防債消防組織としての対応を行ってございました。その後実用炉規則の改正に伴い、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:07	初期消火活動に関わる体制の整備が追加になったため需用自衛消防組織としての対応を行っている。
0:06:15	総務総務グループにて所管することとなり、なってます。
0:06:20	続きまして平成 23 年の 2 月の申請で、防災課を新規設置し、総務グループの業務を移管しております。変更前総務グループで初期消火活動の
0:06:31	関わる体制の整備がありました但変更後に、防災課を新規設置して初期消火活動に関わる体制の整備、
0:06:39	を所管することになっております。この時、グループ制から部下制に変更になっておりますので総務グループは総務課というところで名称の変更をしております。
0:06:50	変更目的としましては可燃物管理等の火災防護に関する業務が増加される見込みであったことから、
0:06:57	火災防護及び初期消火活動に関わる体制の整備を一元管理する防災課を新たに設置して業務を円滑に遂行すると。
0:07:06	ということになります。
0:07:08	続きまして 5 ページお願いいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:11	平成 25 年 7 月の申請です。この時は新規制基準施行に伴い、防災課の業務を追加すると。
0:07:20	いうところで変更前から変更後を見ていただくと防災課の業務に、火災発生時の体制の整備等の業務が追加となっております。
0:07:31	変更目的としましては新規制基準施行に伴い、防災火災防護活動の体制の整備の業務が追加となることから、火災防護及び初期消火活動に関わる体制の整備を一元管理している。
0:07:44	防災課にて同業務を扱い、防災課にて一体運用することで円滑、円滑に業務を遂行するというところになります。
0:07:53	続きまして 6 ページ、お願いします。これが今回の申請分になります。
0:07:58	防災から、総務。
0:08:00	カトウ保守統括に業務を移管するというところで、変更前から変更後を見ていただくと防災課の業務が防災課が廃止となりまして、
0:08:10	防災課が所管しておりました初期消火活動に関わる体制の整備は総務課、火災発生時の体制の整備等、オオノ業務については補修統括課に移管と。
0:08:20	いうところになってます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:22	変更目的としましては初期消火活動に関わる体制の整備の業務を、過去に防災科が設置されるまで当該業務を所管していた。
0:08:31	総務課に移管する。
0:08:33	防災火災防護活動を行う体制の整備が構築され定着が図れてきたことから、同業務については設備を所管し、同業務に関連性の深い保修統括課に関して一体運用することで、
0:08:46	円滑に業務を遂行するということになります。
0:08:50	コメントNo. 1に対する回答については以上になります。
0:08:59	それでは引き続きましてコメントNo. 2から、私高坂が説明させていただきます。
0:09:05	資料右上1、資料1をご覧ください。
0:09:12	コメントNo. 2では前回、トガサキさんよりコメントがいただきました。今回の保安規定を変更する内容、また変更するにあたって、どのよう
0:09:22	に、 保安規定に影響するののかといった観点で記載を見直すことということ
0:09:33	をコメントいただきましたので、パワーポイント全体の内容を、 見直してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:35	ポイントをかいつまんでということですので7ページ目をご覧ください。
0:09:46	こちら原子燃料課の新規設置ということで、保安規定第5条、保安に関する職務の変更前変更後、
0:09:56	またその下に関しましては、
0:09:59	個別業務を定める各条文の実施内容を記載させてございます。
0:10:04	今回の変更におかれましては、所管課長の名称変更であり、
0:10:10	組織変更に伴う保安に関する職務及び個別業務を定める各条文の実施内容に変更はございません。
0:10:25	具体的に言いますと、保安に関する職務の第5条の、
0:10:30	オレンジのところ、炉心の管理及び電量の管理に関する業務、並びにというところが、
0:10:37	今回新しく設置されます原子燃料課長。
0:10:41	が、炉心の管理及び燃料に関する業務をそのまま引き継ぐと。
0:10:47	また、下にあります表では、個別業務なんですけども、もともと安全技術課長が担っております内容は、原子燃料課長が変わるところで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:59	それを実施する業務に関しては、
0:11:02	変更はございません。
0:11:05	引き続きまして 10 ページ目をご覧ください。
0:11:14	こちら原子燃料課の新規設置につきましては、上の一つ目の丸にありますように、今後新たに乾式貯蔵の運用に向けての準備業務が発生する見込みであることから、
0:11:27	専門性の高い、原子燃料関係業務を円滑に遂行する体制を構築したものでございます。
0:11:36	そのため乾式貯蔵施設の運用に関しましては、保安規定変更認可申請については改めて、
0:11:43	当該施設の運用開始までに申請させていただくこととなっております。
0:11:50	引き続きまして、
0:11:53	コメントNo.の 4 にあります、主要業務の人員減となった場合でも、業務の継続性に問題がないということの説明に関しましては、
0:12:03	下の表をご覧ください。
0:12:07	左側の表の訓練計画か。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:11	こちら人数がもともと4名でございました。
0:12:14	また安全技術課の技術に関しましては人数が5名ということで、
0:12:19	変更後、安全技術課は、本来であれば9名なのですか。
0:12:24	9名中、元、
0:12:26	元の予定でございまして、1名減となっております。
0:12:30	この内容について米印で書かせていただいております。
0:12:36	安全技術課の要員は、従来から訓練計画課にて、訓練関係の対応をしている要員4名のうち3名をそのまま配置する予定となっております。
0:12:48	要員が1名減となるものの、教育訓練を取りまとめて報告する要員と、
0:12:56	その要員をもって宿直体制を整備する要員は、下を統合することにより、一連の業務として実施することから、問題なく対応できると考えてございます。
0:13:09	それでは、P16ページをご覧ください。
0:13:18	こちら前回のコメントのコメント整理表でいうと、7番、No.7となります。
0:13:27	前回コメントでございました、第8条の3項、原子炉主任技術者と兼務できる課長として、移管、統合先の課長を含め、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:37	ない理由について、記載することということをコメントいただきまして、それに伴って新しく追加したページとなっております。
0:13:48	まず表の上に原子炉主任技術者の役割を期待してございます。
0:13:54	原子炉主任技術者は、保安の監督に支障をきたすことがないように、
0:13:58	組織との関係において独立性が確保されることが必要で、
0:14:04	やはり、
0:14:05	減少施設の運転に直接権限を有する課の課長を炉主任として兼任した場合、
0:14:12	運転保守における権限優先してしまい、炉主任の職務である保安の監督を適切に行えない可能性がある。
0:14:21	ということがありますので、
0:14:23	下の表にあります通り、
0:14:26	大城統括課安全技術課長は、運転に直接権限を有する業務を行ってございますので、市民としては、県にも、
0:14:36	選任し、選任しないと。
0:14:38	また、総務課長におかれましては、保安規定第 8 条の第 1 項にあります、炉主任選任の要件に当てはまらないため、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:46	専任としては、含めてございません。
0:14:50	以上が、移管、統合先の課長を含めない理由について記載してございます。
0:14:58	パワーポイントについてはコメント整理表にのっって、以上となります。
0:15:05	引き続きまして、A T S 77-03、
0:15:10	についてご覧ください。
0:15:15	こちら組織整備に伴う変更による業務の継続性について説明してございます。
0:15:22	資料の中で（1）にあります経緯に関しましては、先ほど大坪から説明させていただきましたので割愛させていただきます。
0:15:39	うんうん。
0:15:41	コメント整理表のNo.6 にあります通り、訓練体制の構築維持がなされたことについて、その根拠を説明することということで、
0:15:53	資料の1 ページ目の、
0:15:56	（1）の（2）、すいません、資料1 ページの1 の（2）訓練計画課業務の実施状況をご覧ください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:11	こちら訓練計画課は、個々の役割に応じた教育訓練の計画の策定、実施、力量評価等を継続する仕組みを社内規定にて整理し、
0:16:23	約6年間の訓練実績を積み上げて参りました。
0:16:29	近年では、非常用ガスタービン発電機及び特定重大事故対処設備の設置完了に伴い、
0:16:36	同設備を運用する教育訓練を、訓練計画に反映して参りました。
0:16:43	また要員の役割に応じ、必要に必要な力量を有することを確認するための要員のカリスト化に関しましても、仕組みを構築して、
0:16:53	確立、維持してございます。
0:16:56	これをもって目標、訓練体制の構築維持がなされたと考えてございます。
0:17:06	続きましてコメントNo. 3にございます。変更後の組織で新たな業務を担うことができる理由。
0:17:13	所属長を含めて説明することというコメントを受けましたので、それに関しましては、次のページ、
0:17:20	(3) ページ業務の継続性をご覧ください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:30	こちら安全技術課長は、保安規定に基づく社内規定に、安全技術課長と訓練計画課長の相互の連携を規定しており、
0:17:40	訓練計画課長は、年度計画時に安全技術課長と協議をして、教育0の計画を策定しているため、その業務を統合しても、安全技術課長としては、
0:17:50	問題なく対応できる。
0:17:52	と考えてございます。ここにあります、相互の連携といいますのが下にあります具体的な、というところになります。
0:18:02	具体的に申しますと、安全技術課長は、宿直体制整備のために必要な要員について、年度計画時に、訓練計画課長へ依頼し、
0:18:13	訓練計画課長は、その依頼をもとに訓練計画に反映分訓練計画に反映いたします。
0:18:21	次に、訓練計画に従い、訓練を実施している共有しているものについて、
0:18:27	訓練計画課長から安全技術課長へ報告。
0:18:31	やはりその報告をもって安全技術課長は宿直体制の整備を実施してございます。このように相互に連携をとってございますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:43	業務が統合したとしても安全技術課長としては問題なく対応できると考えてございます。
0:18:51	二つ目のポツに関しましては、先ほどパワーポイントで説明させていただきましたので省略させていただきます。
0:19:00	次に、
0:19:02	引き続きまして防災課の業務保修統括課と総務課の移管についてご説明させていただきます。
0:19:09	4 ページをご覧ください。
0:19:16	4 ページの下 (3) 業務の継続性ということで、
0:19:23	こちら防災課長から保修統轄課長へ業務が移管されてございます。
0:19:30	もともと保修統轄課長は、これまで原子炉施設の補修改造に関する総括業務として、
0:19:37	施設管理及び工事管理の取りまとめを実施でございました。
0:19:43	防災科細胞活動、これに関しましては、3 ページにはあるんですけども、自然災害等に関わる原子炉施設の保全のための活動について、
0:19:54	要員の配置、教育訓練の実施、
0:19:58	資機材の配備、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:00	手順の整備、
0:20:01	これらの活動について、
0:20:03	まとめている内容を、防災火災防護活動と、庄司でございます。
0:20:08	防災科細胞活動は、施設管理及び工事管理の業務の一環として実施されてございまして、
0:20:17	防災設備を主幹とする、保修部には防災火災防護活動の試験及び経験を有していることから、
0:20:25	その取りまとめを行っている保守総括統轄課長は防災科細胞活動の体制の整備の業務を問題なく対応できると考えてございます。
0:20:38	次のページ、5ページ目をご覧ください。
0:20:42	また組織の要因といたしましては、
0:20:45	従来防災管理で活動していた要員が、そのまま補修統轄課長保修統括課に配属されるため、問題なく、そのまま業務が、
0:20:56	実施できると考えてございます。
0:21:00	引き続きまして、②番目の総務課長に関して、
0:21:04	総務課長は、消防法に基づく消防計画より、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:09	現在でも発電所内で発生する火災に対して、J消防組織として対応を行ってございます。
0:21:18	初期消火活動に必要となる公設消防への迅速な通報、
0:21:24	連絡及び初期消火隊要員への迅速な連絡の教育を受けてございます。
0:21:32	また新規性基準でも、追加となりました火災、内部椅子及び火山影響と発生等のその他自然災害、
0:21:41	並びに有毒ガス発生時の措置に関する保安の教育に関しましても、受講してございまして、
0:21:48	初期消火に活動に関する知識は十分に繋がっていると考えてございます。
0:21:55	また、組織の要員に関しましても、先ほどと同様に、初期消火の対応をしていた要員がそのまま総務課へ移行することから、業務に関しても、
0:22:07	継続的に実施され、
0:22:11	問題なく対応できると考えてございます。
0:22:17	以上がコメント整理表に倣って説明させたさせていただいた内容となります。
0:22:25	説明は以上となります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:48	はい、ありがとうございました。
0:22:51	規制庁の植原です。
0:22:54	はい。
0:22:55	前回こちらから出したコメントに対してかなり詳細に四国電力、タカスカです。はい。音声等は問題ないでしょうか。
0:23:07	すいませんご説明ありがとうございました規制庁の植原です。
0:23:14	すいません前回こちらから出したコメントに対してかなり
0:23:19	ご対応いただいて資料が詳しくなっていて、結構こっちが指摘した点ですね例えば目的を達成したので、
0:23:31	そういう組織を変えるみたいな文言も修正いただいてまして、
0:23:38	はい。
0:23:40	そうですね背弧、こちらで
0:23:43	はい。もう、
0:23:45	はい。かなり疑問点は解消されます。したと思います。
0:23:51	はい。
0:23:53	で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:54	ちょっと私から1点だけちょっと確認なんですけれども、最初の別紙の、
0:24:01	6ページで、
0:24:04	6ページで何か総務課が保安規定業務に関連する業務でバーになってるんですけれども、これが今回の申請で初期消火活動に係る体制の整備っていうのが、
0:24:18	防災から
0:24:20	防災課からこうきているんですけれども、
0:24:23	で、
0:24:24	それとですね。
0:24:29	最後につけても、
0:24:32	最後についてます審査資料ですね T S -
0:24:43	P S - 5 ページなんですけれども総務課長は、自衛消防組織として対応を行っており、
0:24:51	初期消火活動に必要ななんか通報ですとか何かこういったものを、何か、この変更する前もこういった初期消火活動関連の業務を、
0:25:03	されてるように見えるんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:08	この最初のこの別紙の 6 ページ目のところで総務課っていうのはほぼ何か、
0:25:14	今回の申請の変更前で、
0:25:18	何かこの所、
0:25:19	本当にバーなんですかねっていうのをちょっとは確認させてくださいな んか初期消火活動に関わる、
0:25:25	何かしらの業務があったんじゃないかなっていうふうにちょっと今思いましたので、ちょっとそこだけは確認させてください。
0:25:35	四国電力のタカスカでございます。
0:25:39	こちら T S の際、77-0 皿に関しましては、
0:25:46	こちら労基法上の要求ではなくて、消防法に基づく消防活動、
0:25:52	の要求で対応してまして。
0:25:54	確かに活動としては、
0:25:58	初期消火活動というのはございました。
0:26:02	ただこの要求としては所、消防法に基づく対応で実施していたと。
0:26:07	先ほど
0:26:11	淡路元ありました別紙に関しましては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:14	初期消火活動に係る体制の整備に関するものが保安に関する業務ですの で、
0:26:20	体制の整備自体に関しましては、
0:26:23	総務課が実施してはございません。
0:26:26	でした。
0:26:28	回答は以上となります。
0:26:30	四国電力の仲村ですけど、ちょっとこれ、
0:26:34	別紙の6とT s -を、
0:26:39	03の5ページの、この初期評価とのちょっと文言がちょっと同じになっ てるんで、ちょっと混乱するかなと思ってますんで、
0:26:50	T S - 77 - 03、A3のA4の縦の方の、
0:26:55	5ページの②の総務課長のところのこの初期消火活動っていうのはちょ っと、
0:27:00	言葉を変えてですね、葛西笠井何とか活動とか、ちょっと
0:27:07	分けて違えて困って抜けされてるんでちょっと言葉を変えて書こうと姿 勢しようと思います。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:17	はい。規制庁のウエハラですはい。今のそうですね消防法と炉規法で、 ちょっと違うんだっていうところでは納得できましたので、
0:27:26	はい。
0:27:27	私の方は納得いたしました。
0:27:34	はい。
0:27:37	どうぞ。
0:27:41	規制庁アマヤです。
0:27:48	パワポの 10 ページのところ、
0:27:54	ええ。
0:27:56	タイトルがグー。
0:27:58	17 分の 10 と書いてあるんですけども、割とこの 2、
0:28:03	人数について先ほど説明がありましたんでそれについての確認を、の質 問をしたいと思います。
0:28:10	ここで書いてある形、訓練計画課 4 名、それから安全技術課、
0:28:17	変更前ですね、五名三名三名っていう書いてある人数は、これ、
0:28:21	それぞれの併任とかかかっていない時 人間の数と考えてよろしいでし ょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:31	栗田。
0:28:32	四国電力ナカムラですあいみつの人間編入はしておりません。
0:28:37	ありがとうございます。
0:28:39	もう一つなんです、大きな組織の変更。
0:28:44	大きいってどうか、今回の組織の
0:28:50	変更に伴って変化する人間の数というのは、先ほどのところの1名とい うのがありましたけどそれ以外には、
0:29:00	人数の変更はないというふうに思ってよろしいでしょうか。
0:29:13	四国電力高塚でございます。
0:29:16	ご認識の通りでございます。以上です。
0:29:18	はい、ありがとうございます。私からは以上です。
0:29:46	すいません。規制庁ツカベです2点ほど伺いたいんですが、1点目が消 防防災と火災防護今回分けられるんですけど、
0:29:56	それって間に落ちてしまうようなこと、
0:30:01	ていうのはないですか。
0:30:04	はい。境界が曖昧で、
0:30:07	どちらも対応しないとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:09	対応が薄くなってしまうようなことってというのは、
0:30:12	に対してどのような、
0:30:14	手当をされてるんでしょう。
0:30:20	四国電力、大坪です。保安規定に書いてある記載につきましては、それぞれ役割に応じて、分けて記載をしておりますその内容が、何か削除になったりとか、
0:30:33	業務が削除になったりと、なんで間に落ちているものはないというふう に、変更の方はいたしております。以上です。
0:30:43	色で切るとそうなるのわかるんですけど、その
0:30:48	火災の規模だったりよ。
0:30:51	対応が、
0:30:52	どっちになるとかですね。
0:30:55	いうことはないんです。間違った方で対応してしまうとか、
0:31:01	いうことはないんでしょうか。
0:31:13	四国電力大坪です。パワーポイントの 14 ページをお願いいたします。
0:31:20	17 分の 14 になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:24	とこちらの方で、まず保安規定の変更の記載の書き方を記載してるんですけども、まず9、対応一番としまして、各項目ごとに所そうを明確に記載していると。
0:31:39	で、対応2番としまして所掌が重複する項は、文中を明確に所掌課の方を明確に記載しております。
0:31:49	対応3番としまして所掌が重複する部分で、社内規定に明確に詳細を記載しております、
0:32:00	それがパワーポイントの20ページになりますが、
0:32:03	このように衛藤、今現状案ではありますけどもこのように
0:32:09	社内規定についても、漏れがないように、各それぞれ対応下において、阿蘇保守統括課と総務課において、業務の方を明確化していると。
0:32:22	いうところになりますので、間に落ちてるものはこのような対応することでないと考えております。以上です。
0:32:34	規制庁大塚です。2点目なんですけど、火災防護計画は今、両課長が作ることになると思うんですが、
0:32:43	その
0:32:45	主従というか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:46	どちらが主でどちらが自由というのはあるのでしょうか。
0:32:54	ない、ないっていう。
0:33:00	四国電力、タカスカでございます。集中というのはございませんが最終的に決定する取りまとめというのは火災防護計画に関しましては補修統轄課長。
0:33:13	で考えてまして、考えてます。
0:33:17	その同様のもので、
0:33:21	パワーポイントの最終ページ、
0:33:25	パワーポイントで言うと 20 ページをご覧くださいませんか。
0:33:35	じゃ左上に二次文章ということで火災防護計画と、火災防護計画の細則。
0:33:42	火災防護活動管理細則というものがございます。
0:33:46	こちら、
0:33:47	快速に関しましては、実際の火災防護計画の具体的な内容を定めている内容となっております。
0:33:58	この火災防護計画に関しましては補修等課長武装総務課長はどちらもが同等に、確認し最終的な取りまとめに関しては補修統轄課長が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:09	承認していると。
0:34:11	また催促に関しましては、そこから抜き出した総務、
0:34:16	下の業務に関しましては、総務課長が取りまとめを実施してごさいます。以上です。
0:34:24	はい、説明わかりましたありがとうございます。
0:34:37	はい。規制庁上原です。規制庁側から側からは、以上なんですけれども、事業者側の方から何か確認したい点等ありましたらよろしくお願ひします。
0:34:48	本店の方いかがでしょうか。
0:34:52	色電力タカスカでございます。特にございません。
0:34:57	以上です。
0:34:58	はい。ありがとうございます。東京支社の方から何か確認したい点等ございますでしょうか。はい。
0:35:05	東北電力東京支社福永です。特にございません。
0:35:10	はい、ありがとうございます。
0:35:12	ではこれで本日第2回目のヒアリングをを終了したいと思います。ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:23	ありがとうございました。ありがとうございました。
---------	--------------------------

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。